

令03原機(も)001

令和3年4月2日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ  
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

平成3年5月13日付け3安(原規)第192号をもって認可を受け、参考資料1のとおり変更認可を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定を、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第3項に基づき変更する。

主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す(ただし、下線は含まない)。

## 1. 変更内容

### (1) もんじゅ施設保全課業務の所管変更

- 1) 所掌設備の見直しに伴い「施設保全課長」を「機械保全課長」に変更(第107条)

## 2. 変更理由

もんじゅの解体検討が本格化するにあたり、施設保全課は、解体に関して建物構築物の評価・設計に係る業務に注力させるべく、所掌設備の範囲を見直すこととした。このため、保安規定第107条(器材の整備)で定められた器材の一つである屋外消火栓は、配管・弁・ポンプ等から構成される機械設備であることから、その所管を施設保全課から機械保全課に変更する。

## 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

| 改正前   | 改正後   | 備考   |
|---|---|--|
| <p data-bbox="617 655 866 684">高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p data-bbox="641 764 842 793">原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="647 1201 836 1230">令和3年4月1日</p> <p data-bbox="528 1381 955 1482">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構<br/>敦賀廃止措置実証部門<br/>高速増殖原型炉もんじゅ</p> | <p data-bbox="1816 655 2065 684">高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p data-bbox="1840 764 2041 793">原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="1828 1201 2053 1230">令和 年 月 日</p> <p data-bbox="1727 1381 2154 1482">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構<br/>敦賀廃止措置実証部門<br/>高速増殖原型炉もんじゅ</p> | <p data-bbox="2558 1201 2677 1230">日付の修正</p> |

| 改正前  | 改正後  | 備考                           |
|--|--|------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第9章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 事前対策</p> <p>(器材の整備)</p> <p>第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び施設保全課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。</p> | <p style="text-align: center;">第9章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 事前対策</p> <p>(器材の整備)</p> <p>第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び機械保全課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。</p> | <p>もんじゅ施設保全課業務の所管<br/>変更</p> |

## 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

|              | 規定・変更内容  | 申請   | 認可                                      | 施行  |
|--------------|--|--|---|---|
| 制定           | ・ブランケット燃料の取扱い（運搬、貯蔵等）に伴い制定   | 平成 3 年 4 月 11 日<br>3 動燃（安）001  | 平成 3 年 5 月 13 日<br>3 安（原規）第 192 号       | 平成 3 年 5 月 13 日                           |
| 第 1 次<br>改正  | ・新燃料（ブランケット及び炉心燃料）の取扱いに伴い変更<br>・その他（管理区域の変更、立入制限措置の追加、放射線計測器類の追加）  | 平成 3 年 10 月 16 日<br>3 動燃（安）021   | 平成 3 年 11 月 1 日<br>3 安（原規）第 473 号       | （初装荷用炉心燃料の搬入の日から施行予定であったが、燃料搬入の遅れにより、未施行） |
| 第 2 次<br>改正  | ・組織改正に伴い変更（総務課長、労務課長から管理課長）<br>・運転管理専門官の常駐に伴い主任技術者からの報告を追加等  | 平成 4 年 3 月 16 日<br>3 動燃（安）041  | 平成 4 年 3 月 30 日<br>4 安（原規）第 79 号        | 平成 4 年 4 月 1 日                            |
| 第 3 次<br>改正  | ・組織改正に伴い変更（環境放射能等の測定業務を環境安全課長に移管）<br>・安全委員会の名称変更等  | 平成 5 年 3 月 31 日<br>4 動燃（安）035  | 平成 5 年 4 月 20 日<br>5 安（原規）第 66 号        | 平成 5 年 4 月 20 日                           |
| 第 4 次<br>改正  | ・初装荷用炉心燃料の装荷、原子炉運転に伴い変更（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理及び非常時の措置に関する規定の追加）  | 平成 5 年 9 月 17 日<br>5 動燃（安）019  | 平成 5 年 9 月 30 日<br>5 安（原規）第 272 号       | 平成 5 年 10 月 13 日                          |
| 第 5 次<br>改正  | ・異常発生時における通報連絡を追加  | 平成 9 年 6 月 30 日<br>9 動燃（安）021  | 平成 9 年 7 月 11 日<br>9 安（原規）第 146 号       | 平成 9 年 7 月 11 日                           |
| 第 6 次<br>改正  | ・事業団法改正に基づく法人名称、組織改正に伴う関連条文及び安全総点検に伴う関連条文の変更   | 平成 10 年 9 月 16 日<br>10 動燃（安）027  | 平成 10 年 9 月 29 日<br>10 安（原規）第 217 号     | 平成 10 年 10 月 1 日                          |
| 第 7 次<br>改正  | ・保安教育の実施方針、請負会社従業員の教育を規定<br>・保安検査制度導入に伴い、保安確保のための担保事項を明確化するとともに、曖昧な表現を具体化、明確化<br>・運転制限、運転制限逸脱時の対応時間及び措置を規定<br>・品質保証活動について規定  | 平成 12 年 9 月 29 日<br>12 サイクル機構（安）023<br>平成 12 年 12 月 21 日<br>12 サイクル機構（安）052<br>で一部補正 | 平成 12 年 12 月 28 日<br>12 安（原規）第 174 号    | 平成 12 年 12 月 28 日                         |
| 第 8 次<br>改正  | ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則が、平成 13 年 1 月 6 日付けで施行されたことによる見直し<br>・誤記等の訂正<br>・原子炉等規制法の改正（ICRP Pub. 60 の取入れ）に伴う見直し   | 平成 13 年 3 月 5 日<br>12 サイクル機構（安）059<br>平成 13 年 3 月 26 日<br>12 サイクル機構（安）067<br>で一部補正   | 平成 13 年 3 月 30 日<br>平成 13・03・05 原第 11 号 | 平成 13 年 4 月 1 日                           |
| 第 9 次<br>改正  | ・雇用形態「開発協力員」の導入に伴う見直し<br>・改革推進グループの廃止に伴う組織改正による見直し<br>・崩壊熱及び他の残留熱の除去に関する系統の適用除外事項の追加<br>・ICRP Pub90 の取り入れに伴う固体廃棄物貯蔵庫の保管管理方法の見直し<br>・建設段階における使用前検査対象機器の復旧状態確認の規定の追加<br>・その他、記載の明確化等による見直し | 平成 15 年 1 月 14 日<br>14 サイクル機構（安）040  | 平成 15 年 1 月 24 日<br>平成 15・01・14 原第 11 号 | 平成 15 年 2 月 1 日                           |
| 第 10 次<br>改正 | ・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則が、平成 15 年 10 月 1 日付けで施行されたことによる見直し<br>・記載の適正化、具体化、明確化による見直し  | 平成 15 年 12 月 24 日<br>15 サイクル機構（安）032<br>平成 16 年 5 月 25 日<br>16 サイクル機構（安）012<br>で一部補正 | 平成 16 年 6 月 7 日<br>平成 15・12・24 原第 28 号  | 平成 16 年 6 月 8 日                           |

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

|              | 規定・変更内容   | 申請   | 認可                                       | 施行                |
|--------------|---|--|--|-------------------|
| 第 11 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人日本原子力研究開発機構設立に伴う変更</li> <li>・保安検査等における検討結果に基づく変更</li> <li>・誤記・脱字・記載漏れの訂正、表現の統一の観点からの変更</li> </ul>   | 平成 17 年 9 月 14 日<br>17 サイクル機構 (安) 029  | 平成 17 年 9 月 26 日<br>平成 17・09・14 原第 8 号   | 平成 17 年 10 月 1 日  |
| 第 12 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント確認試験開始に伴う見直し</li> <li>・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の、平成 17 年 11 月 22 日付け及び平成 19 年 6 月 15 日付け改正に伴う見直し</li> <li>・JEAC4203「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」の改正に伴う見直し</li> <li>・誤記・脱字・記載漏れの訂正、表現の統一の観点からの見直し</li> </ul> | 平成 19 年 8 月 3 日<br>19 原機 (も) 210   | 平成 19 年 8 月 30 日<br>平成 19・08・03 原第 26 号  | 平成 19 年 8 月 31 日  |
| 第 13 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 19 年 8 月 9 日公布) に伴う見直し</li> <li>・実用発電用原子炉施設保安規定の審査について (内規) の追加に準ずる見直し</li> <li>・モニタリングポストの点検頻度の見直し</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>                   | 平成 19 年 9 月 28 日<br>19 原機 (も) 315<br>平成 19 年 11 月 30 日<br>19 原機 (も) 461<br>で一部補正<br><br>平成 19 年 11 月 30 日<br>19 原機 (も) 462 | 平成 19 年 12 月 13 日<br>平成 19・09・28 原第 10 号 | 平成 19 年 12 月 14 日 |
| 第 14 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント確認試験実施に伴う原子炉の状態の定義の見直し及び照射された燃料の健全性確認の規定の追加</li> <li>・品質保証体制の見直し</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>   | 平成 20 年 2 月 22 日<br>19 原機 (も) 650  | 平成 20 年 6 月 6 日<br>平成 20・02・22 原第 8 号    | 平成 20 年 6 月 7 日   |
| 第 15 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 20 年 6 月 20 日公布) に伴う見直し</li> <li>・反応度測定検査における制限項目の追加</li> <li>・制御棒が 1 本スタックとなった場合の要求される措置の見直し</li> <li>・試験使用期間中の特例を規定</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul> | 平成 20 年 7 月 11 日<br>20 原機 (も) 223  | 平成 20 年 8 月 22 日<br>平成 20・07・11 原第 30 号  | 平成 20 年 8 月 25 日  |
| 第 16 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的総括調整機能並びに品質保証及び危機管理機能の強化に関する見直し</li> <li>・施設定期検査時に実施する検査及び機能の確認等に代わる建設段階での確認方法を規定</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>   | 平成 20 年 9 月 18 日<br>20 原機 (も) 421  | 平成 20 年 10 月 1 日<br>平成 20・09・18 原第 23 号  | 平成 20 年 10 月 1 日  |
| 第 17 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査制度の改正に伴う「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を受け、供用期間中の保守管理及び建設段階における保守管理について、保全活動の充実を図る。</li> </ul>  | 平成 20 年 10 月 31 日<br>20 原機 (も) 481<br>平成 20 年 11 月 28 日<br>20 原機 (も) 545<br>で一部補正  | 平成 20 年 12 月 12 日<br>平成 20・10・31 原第 36 号 | 平成 21 年 1 月 1 日   |

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

|              | 規定・変更内容   | 申請   | 認可                                      | 施行               |
|--------------|---|--|---|------------------|
| 第 18 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・もんじゅにおけるマネージメントの強化に関する見直し</li> <li>・副所長、次長の明確化</li> <li>・保安管理専門委員会の設置</li> <li>・不適合管理要領の統合及び品質保証計画関連条項の呼出しの整合化</li> <li>・敦賀本部の関与の強化に関する見直し</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>   | 平成 21 年 1 月 9 日<br>20 原機 (も) 637<br>平成 21 年 2 月 24 日<br>20 原機 (も) 715<br>で一部補正   | 平成 21 年 2 月 26 日<br>平成 21・01・09 原第 32 号 | 平成 21 年 2 月 27 日 |
| 第 19 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転条件の設定時期、制御棒操作手順書の作成時期及び反応度測定検査の確認時期の明確化</li> <li>・熱的制限値の最高線出力密度を燃料最高温度に変更</li> <li>・原子炉起動前に確認する事項の見直し</li> <li>・ナトリウムの漏えい監視に係る運転上の制限の見直し</li> <li>・新燃料、照射済燃料、使用済燃料等の定義の明確化</li> <li>・「燃料の取替等」を「炉心構成要素等の取替等」に変更</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul> | 平成 21 年 7 月 24 日<br>21 原機 (も) 194<br>平成 21 年 9 月 8 日<br>21 原機 (も) 304<br>で一部補正   | 平成 21 年 9 月 11 日<br>平成 21・07・24 原第 9 号  | 平成 21 年 9 月 18 日 |
| 第 20 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉起動前、停止後の措置の性能試験期間中の扱いの明確化</li> <li>・試験使用期間中の特例の手続きの見直し</li> <li>・崩壊熱及び他の残留熱の除去に係る系統の適用除外の手続きの見直し</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>  | 平成 21 年 10 月 30 日<br>21 原機 (も) 396   | 平成 22 年 1 月 29 日<br>平成 21・10・30 原第 24 号 | 平成 22 年 2 月 1 日  |
| 第 21 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JEAC4111 改定等に伴う品質保証の見直し</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>  | 平成 22 年 7 月 16 日<br>22 原機 (も) 188<br>平成 22 年 10 月 25 日<br>22 原機 (も) 493<br>で一部補正 | 平成 22 年 11 月 5 日<br>平成 22・07・21 原第 34 号 | 平成 22 年 11 月 8 日 |
| 第 22 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 23 年 3 月 30 日公布) に伴う見直し</li> <li>・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のうち、運転上の制限の解釈の見直しに準ずる見直し</li> </ul>   | 平成 23 年 4 月 6 日<br>23 原機 (も) 007<br>平成 23 年 4 月 22 日<br>23 原機 (も) 049<br>で一部補正   | 平成 23 年 5 月 6 日<br>平成 23・04・06 原第 19 号  | 平成 23 年 5 月 7 日  |
| 第 23 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理業務の一元化及び品質保証業務への特化に伴う見直し</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>   | 平成 23 年 6 月 17 日<br>23 原機 (も) 163<br>平成 23 年 9 月 7 日<br>23 原機 (も) 310<br>で一部補正   | 平成 23 年 9 月 27 日<br>平成 23・06・17 原第 11 号 | 平成 23 年 10 月 1 日 |
| 第 24 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力安全・保安院指示に基づき、事故由来放射性物質の降下物の影響確認を追加</li> <li>・原子力規制委員会設置法施行に伴う見直し</li> </ul>  | 平成 24 年 11 月 19 日<br>24 原機 (も) 456<br>平成 25 年 3 月 12 日<br>24 原機 (も) 710<br>で一部補正 | 平成 25 年 3 月 29 日<br>原管 P 収第 121119001 号 | 平成 25 年 4 月 8 日  |

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

|              | 規定・変更内容  | 申請  | 認可                                   | 施行               |
|--------------|--|---|--------------------------------------|------------------|
| 第 25 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</li> <li>敦賀本部を除く機構の組織改編に伴う見直し</li> <li>モニタリングカーの更新に伴う見直し</li> <li>記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>  | 平成 25 年 10 月 3 日<br>25 原機 (も) 351<br>平成 26 年 3 月 19 日<br>25 原機 (も) 730<br>で一部補正<br>平成 26 年 3 月 28 日<br>25 原機 (も) 749<br>で一部補正 | 平成 26 年 4 月 11 日<br>原規規発第 1404112 号  | 平成 26 年 4 月 16 日 |
| 第 26 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>組織変更に伴う、第 4 条 (保安に関する組織)、第 5 条 (職務) 及びその他組織の変更に伴う関連条文の変更</li> <li>電源機能等喪失時の体制の整備の所管課長の追加に伴う、第 24 条の 2 (電源機能等喪失時の体制の整備) の変更</li> <li>その他、表現の適正化に係る見直し</li> </ul>                   | 平成 26 年 8 月 4 日<br>26 原機 (も) 195  | 平成 26 年 9 月 24 日<br>原規規発第 1409241 号  | 平成 26 年 10 月 1 日 |
| 第 27 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 27 年 8 月 31 日公布) に伴う、第 89 条 (線量の評価)、第 106 条の 2 (緊急作業従事者の選定)、第 109 条 (非常時対処訓練) 及び第 113 条の 2 (緊急作業従事者の線量管理等) の変更</li> <li>法人名称の変更に伴う見直し</li> </ul> | 平成 28 年 2 月 26 日<br>27 原機 (も) 568<br>平成 28 年 3 月 11 日<br>27 原機 (も) 598<br>で一部補正   | 平成 28 年 3 月 31 日<br>原規規発第 16033129 号 | 平成 28 年 4 月 1 日  |
| 第 28 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>組織改編に伴う変更</li> <li>「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」に基づく変更</li> <li>その他、表現の適正化に係る見直し</li> </ul>  | 平成 30 年 2 月 9 日<br>29 原機 (も) 423<br>平成 30 年 3 月 9 日<br>29 原機 (も) 471<br>で一部補正<br>平成 30 年 3 月 19 日<br>29 原機 (も) 489<br>で一部補正   | 平成 30 年 3 月 28 日<br>原規規発第 1803269 号  | 平成 30 年 4 月 1 日  |
| 第 29 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の機器レベルでの明確化に伴う変更</li> <li>設備・機器の保守管理に係る条文の承認プロセス及び責任者の明確化</li> <li>資機材、標識等の点検及び下部規定との関係に係る変更</li> <li>事業者自主検査の実施体制の明確化に係る変更</li> <li>その他、表現の適正化に係る見直し</li> </ul>            | 平成 30 年 6 月 28 日<br>30 原機 (も) 133<br>平成 30 年 8 月 8 日<br>30 原機 (も) 151<br>で一部補正  | 平成 30 年 9 月 13 日<br>原規規発第 1809133 号  | 平成 30 年 9 月 25 日 |
| 第 30 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取出し操作訓練のために必要となる中性子しゃへい体を追記【第 13 条、第 67 条の 6】</li> <li>今後、缶詰処理を行わないため、缶詰処理に関する記載を削除【第 71 条の 2】</li> <li>缶詰缶に収納しないブランケット燃料集合体を予備ラックに収納できるように燃料池の配置図を変更【別図 71 の 2-1】</li> </ul>   | 令和元年 5 月 31 日<br>令 01 原機 (も) 041  | 令和元年 7 月 1 日<br>原規規発第 1907016 号      | 令和元年 7 月 16 日    |
| 第 31 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>維持期間終了後の事業者自主検査の扱いの明確化【第 103 条の 3】</li> <li>炉心構成要素の性能維持の管理の明確化【第 103 条、第 73 条の 2 (新規)】</li> <li>その他、記載の適正化【第 1 条、別図 3-2、別表 3-2、第 14 条、別表 25-2、別表 103 等】</li> </ul>                | 令和元年 11 月 13 日<br>令 01 原機 (も) 215   | 令和元年 12 月 13 日<br>原規規発第 1912136 号    | 令和元年 12 月 23 日   |



高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

|              | 規定・変更内容   | 申請  | 認可                                  | 施行              |
|--------------|---|---|-------------------------------------|-----------------|
| 第 32 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料体の地震時に対する構造健全性を確認した模擬燃料体等の装荷位置に、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を装荷することを確認する旨の追記【第 71 条】</li> <li>模擬炉心構成要素又は固定吸収体装荷位置を示す図の追加【別図 71-1 (新規)】</li> </ul>   | 令和元年 7 月 22 日<br>令 01 原機 (も) 093<br>令和元年 11 月 13 日<br>令 01 原機 (も) 214<br>で一部補正    | 令和 2 年 5 月 29 日<br>原規規発第 2005295 号  | 令和 2 年 6 月 12 日 |
| 第 33 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第 3 条等)</li> <li>「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第 1912257 号-2 原子力規制委員会決定)」の内容反映に関する追記(第 3 条)</li> <li>廃止措置管理に係る変更 (第 10 条及び第 67 条の 5)</li> <li>管理区域を恒久的に解除とする場合の措置の明確化 (第 81 条)</li> <li>異常発生における退避対象者の明確化 (第 111 条)</li> <li>その他記載の適正化</li> </ul> | 令和 2 年 5 月 11 日<br>令 02 原機 (も) 048<br>令和 2 年 8 月 31 日<br>令 02 原機 (も) 198<br>で一部補正 | 令和 2 年 11 月 20 日<br>原規規発第 2011206 号 | 令和 2 年 12 月 7 日 |
| 第 34 次<br>改正 | <ul style="list-style-type: none"> <li>高速増殖原型炉もんじゅの保安管理組織の見直しに伴う変更【第 5 条、別図 4】</li> <li>記載の適正化</li> </ul>   | 令和 3 年 1 月 12 日<br>令 02 原機 (も) 293  | 令和 3 年 2 月 3 日<br>原規規発第 2102037 号   | 令和 3 年 4 月 1 日  |